

○横手市小規模修繕等契約希望者登録要領

平成17年10月1日

訓令第51号

改正 平成20年3月28日訓令第5号

平成30年11月21日訓令第13号

(目的)

第1条 この訓令は、市が発注する小規模な修繕等について、市の入札参加資格審査申請が困難な市内に主たる事業所を置く小規模事業者を登録し、これに登録された小規模事業者の積極的活用を図ることにより、当該事業者の受注機会を拡大するとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(契約の対象)

第2条 小規模な修繕等の契約（以下「小規模修繕等契約」という。）の対象は、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められた130万円以下のものとする。

(登録できる事業者)

第3条 登録ができる小規模事業者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とし、建設業の許可の有無、経営組織、作業員数等は問わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者は除く。

- (1) 市内に主たる事業所を置かない者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていないもの
- (3) 横手市建設工事入札参加者資格審査要綱（平成17年横手市告示第14号。以下「審査要綱」という。）に基づく、市内建設業有資格者名簿に登載されている者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (5) 希望業種について、自ら施工できないと認められる者
- (6) 公共発注の相手方として不相当と認められる者
- (7) 市税等を滞納している者

(登録申請の受付期間及び登録の有効期間)

第4条 登録申請の受付期間（以下「正規の受付期間」という。）は、審査要綱の手續に準じて定めるものとする。ただし、やむを得ない理由で市長が認めた場合は、正規の受付期間以外であっても登録の申請を受け付けることができる。

2 登録の有効期間は、名簿登載の日から次期の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。前項ただし書の規定により正規の受付期間以外に受付した登録の有効期間は、正規の受付期間における登録の有効期間と同じとする。

(登録の申請)

第5条 登録しようとする事業者は、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第1号）
- (2) 納税証明書
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
（登録名簿への登録等）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、第3条各号に規定する登録ができない事業者と認めたときは、当該申請書を提出した事業者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、第3条に規定する登録ができる事業者と確認したときは、小規模修繕等契約登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するとともに、庁内及び一般にも公開し、該当する契約に係る業者選定に際して、積極的に見積参加機会を与えるものとする。

3 市長は、事業者が前項の規定により登録名簿に登録された後、第3条各号に規定する登録ができない事業者に該当するものであると認めた場合は、当該事業者を登録名簿から除外することができる。この場合において、当該除外されることとなった事業者に対しその旨を通知するものとする。

（登録事項の変更の届出）

第7条 登録名簿に登録されている事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、小規模修繕等契約希望者登録事項変更届（様式第2号）又は小規模修繕等契約希望者登録事業休止・廃止届（様式第3号）により届出をしなければならない。

- (1) 住所又は所在地及び電話番号等を変更したとき。
- (2) 氏名又は法人名称及び代表者を変更したとき。
- (3) 廃業等により営業ができないとき。
- (4) 登録を辞退したいとき。

2 市長は、前項の規定による届出を受理した場合は、速やかにその旨庁内及び一般に公開するものとする。

（契約保証金の免除）

第8条 登録名簿に登録された事業者と小規模修繕等契約を締結する場合の契約保証金は、免除する。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日訓令第5号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月21日訓令第13号）

(施行期日)

- 1 この訓令中第1条の規定は平成31年1月1日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の横手市小規模修繕等契約希望者登録要領様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

小規模修繕等契約希望者登録申請書

年 月 日

横手市長 様

申請者 〒 住所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職氏名

電話

FAX番号

電子メールアドレス

横手市における小規模修繕等の見積りに参加したいので、登録資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓います。

記

登録を希望する工事の種類(希望する工事の種類の種類番号を○で囲み、必要事項を記入してください。)

番号	希望する工事の種類	技術者資格等の名称	経験年数
1	大工工事		年
2	ガラス・サッシ工事		年
3	畳工事		年
4	木製建具・ 家具関係工事		年
5	内装工事		年
6	塗装工事		年
7	左官工事		年
8	板金工事		年
9	一般土木工事		年
10	給排水暖冷房衛生設 備工事		年
11	電気工事		年

技術者資格等を必要とする工事を希望する場合は、当該技術者資格等を有する場合に限ります。この場合、その技術者資格者証等の写しを添付してください。

様式第2号(第7条関係)

小規模修繕等契約希望者登録事項変更届

年 月 日

横手市長 様

住所
届出者
氏名

登録事項に変更があったので、横手市小規模修繕等契約希望者登録要領第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

変更前	
変更後	

様式第3号(第7条関係)

小規模修繕等契約希望者登録事業休止・廃止届

年 月 日

横手市長 様

住所
届出者
氏名

このたび、事業を休止・廃止したので、横手市小規模修繕等契約希望者登録要領第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 住所・所在地

2 代表者職・氏名

3 休止・廃止年月

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)